

## 阿南工業高等専門学校高度情報教育センター規則

(令和6年4月1日)

(規則第18号)

### (設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高度情報教育センター（以下「センター」という。）を置く。

### (目的)

第2条 センターは、本校の高度情報教育を推進するため、全コース横断的な情報教育及び各コースの専門分野に特化した情報教育を整備し、実施することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理・運営及び広報に関すること。
- (2) 設備等の利用に関すること。
- (3) 高度情報教育に関すること。
- (4) その他、センターの目的を達成するために必要なこと。

### (職員等)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 一般教養教員のうちから選出された者 1名
  - (4) 各コース教員のうちから選出された者 各1名
  - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 センター長は、本校の教員のうちから、校長が任命する。
- 3 副センター長は、職員のうちから、センター長が指名する。
- 4 第1項第2号から第5号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5条 センター長は、センターの管理・運営に関し掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

### (高度情報教育センター委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、阿南工業高等専門学校高度情報教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務)

第7条 センターに関する事務は、学生課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、高度情報教育センター棟の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。